

田川市情報公開条例解釈運用基準

(平成26年2月20日)

第1章 総則（第1条—第4条）

第1条（目的）

第1条 この条例は、市の保有する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に関する市民の知る権利を明らかにするとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、市政への参加の促進を図り、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政を推進することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例の目的を明らかにしたもので、条例解釈の指針となるものであり、各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行わなければならない。

【解釈】

- 1 実施機関においては、条例に定める要件を満たした情報の開示の請求に対しては、その求めに応じなければならない条例上の義務がある。
- 2 この制度の直接の目的である「市政に関する市民の知る権利」を明らかにすることにより、市民の市政への理解と信頼を深め、市政への参加の促進という目的を達成することができ、ひいては住民自治を中心とした地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政を推進することを究極の目的として定めたものである。
- 3 請求者に実施機関の非開示等の決定に対する不服がある場合は、法的な救済の道が開かれているものである。

第2条（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機

関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

(3) 情報の開示 実施機関が、この条例の規定に基づき、情報の閲覧若しくは視聴に供し、又は情報（写真、フィルム及びビデオテープを除く。）の写しを交付することをいう。

【趣旨】

本条は、この条例における中心的な用語である「実施機関」、「情報」及び「情報の開示」について定義したものである。

【解釈】

1 第1号関係

「実施機関」には、地方自治法上の執行機関（市長、行政委員会及び監査委員）のみならず、広く市全体として制度の実施に取り組む必要があるところから病院事業管理者と議決機関である議会を含めて実施機関としている。

2 第2号関係

有形記録であれば、職員が作成したものに限らず、他者から取得した情報も含まれる。なお、收受、決裁等の手続が終了しているかどうかは問わない。

3 第3号関係

「市の保有する情報を外部に提供する一切の行為」を情報の公開とし、このうち「開示請求書の提出による請求に対し開示決定等を行い提供するもの」を特に情報の開示とする。

第3条（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈運用に当たっては、情報の開示を求める市民の権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を達成するため実施機関が果たすべき責務について定めたものである。

【解釈】

1 実施機関は、情報の開示を求める市民の権利を保障するため、全て「公開の原則」の精神に立って、この条例の解釈運用をしなければならない。

2 実施機関は、条例に定める要件を満たした情報の開示の請求に対して、第10条第1項各号（情報の開示義務の適用除外）及び同条第6項（情報の存否に関する情報）に該当しない限り開示を行わなければならないとの観点から、条例全体を解釈し、運用しなければならない。

3 「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮」とは、公開を原則とする情報公開制度の下においても、個人に関する情報については、公開されることにより当該個人の正当な権利利益が侵害された場合、その回復が困難であることから最大限に保護しようとする趣旨である。

第4条（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより情報の開示を請求しようとするもの（以下「請求者」という。）は、この条例によって保障された権利を濫用してはならない。

2 この条例の定めるところにより情報の開示を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することのないように努めなければならない。

【趣旨】

本条は、条例の定めるところにより情報の開示を求めるもの及び情報の開示を受けたものが果たすべき責務について定めたものである。

【解釈】

1 「この条例によって保障された権利を濫用」とは、情報の開示を請求する権利を行使するに当たり、第1条に規定する条例の目的を逸脱し、公共の福祉に反するような行為をいう。

2 「この条例の目的に即して」とは、第1条に規定する条例の目的に従ってという趣旨である。

3 「適正に使用する」とは、情報の開示によって得た情報を社会一般の良識に従って使用するという趣旨である。

【運用】

実施機関は、情報の開示によって得た情報を適正に使用しなかったものから再度の開示の請求があった場合には、本条の規定により必要な指導をするものとする。

第2章 情報の開示（第5条—第10条）

第5条（開示請求をすることができるもの）

第5条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が管理する情報の開示を請求することができる。

【趣旨】

本条は、この条例に基づき保障される権利のうち、情報の開示を請求する権利が何人でも行使し得るものである旨を定めたものである。

【解釈】

「何人も」とは、個人であるか法人であるかを問わず、外国人も含むものである。

第6条（開示の請求手続）

第6条 請求者は、当該情報を管理している実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 開示の請求に係る情報の件名又は内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、情報の開示についての具体的な請求方法及び請求書に形式上の不備がある場合の取扱いについて定めたものである。

【解釈】

- 1 情報の開示の請求は、請求権の行使であり、請求に係る事実関係を明確にし、後の紛争を防止する等手続の正確を期すため、請求は一定の様式の書面により行うものである。したがって、電話又は口頭による請求は認められない。
- 2 遠隔地に居住する者の利便性を考慮し、書面の提出は郵送又はファクシミリによることができる。

- 3 「開示の請求に係る情報の件名又は内容」は、請求の対象となる情報を特定するために記載するものであるため、当該情報を特定できる程度に具体的に記載する必要がある。
- 4 「形式上の不備」とは、請求者の住所、氏名等が記載されていない場合や開示の請求に係る情報の件名又は内容の記載が不十分である場合など、請求書が条例及び規則に定められた要件を満たしていないことが外形上明らかであることという。

【運用】

- 1 情報の開示請求の受付等は、総務部総務課が所管する情報公開コーナーにおいて一元的に行うものとする。
- 2 個々の情報を所管する課（以下「所管課」という。）において、開示の請求手続をとるまでもなく提供できる情報については、従来どおり所管課で積極的に情報提供を行うものとする。このとき、開示の請求手続を必要とするか否かは、情報の内容により判断するものとし、情報提供を求める者によって判断が異なることがあってはならない。
- 3 自ら文字を書くことが困難な請求者については、口頭による請求を認め、受付において口述筆記し、請求者の確認を得るものとする。

第7条（開示の決定及び通知）

- | |
|--|
| <p>第7条 実施機関は、前条に規定する請求書が到達したときは、到達した日から起算して14日以内に請求に係る情報の開示をする旨又はしない旨（第10条第6項の規定により開示の請求を拒否するとき及び開示の請求に係る情報を保有していないときを含む。）の決定（以下「開示決定等」という。）をし、速やかに書面により請求者に通知しなければならない。ただし、第6条第2項の規定により請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に決定をすることができないときは、前条に規定する請求書が到達した日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定できる時期を請求者に通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示の請求に係る情報が著しく大量であるため、開示の請求があつた日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、開示の請求に係る情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの情報</p> |
|--|

については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの情報について開示決定等をする期限

【趣旨】

本条は、条例第6条（開示の請求手続）に規定する請求が行われた場合において、請求に係る情報について実施機関が行う開示する旨又はしない旨の決定の手続を定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

情報の存否を明らかにしないで開示の請求を拒否する場合（条例第10条第6項）及び開示の請求に係る情報を保有していない場合についても、本項の規定により請求に対する決定（情報の開示をしない旨の決定）を行い、通知しなければならない。

2 第2項関係

「やむを得ない理由」とは、おおむね次のような場合をいう。

- (1) 一度に多くの請求があり、期間内に情報を検索することが困難であるとき、又は請求のあった情報の内容が複雑で期間内に開示・非開示を決定することが困難であるとき。
- (2) 請求に係る情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、第三者の意見を聴く必要があり、期間内に開示・非開示決定をすることが困難であるとき。
- (3) 風水害等緊急を要する業務処理のため、又は年末年始等業務を行わない時期に当たるときその他の合理的な理由があるとき。

3 第3項関係

- (1) 開示請求に対する開示・非開示決定期限について、原則14日以内、例外30日以内の、更に特例として定めたものである。
- (2) 本項の適用については、請求に係る情報が著しく大量であるため、これを処理することにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合にのみ行うものであり、本条第2項の「やむを得ない理由」による場合は本項を適用してはならない。

第8条 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第8条 開示請求に係る情報に市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び請求者以外の者（以下この条、第12条及び第13条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第10条第1項第2号ウ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第12条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求のあった情報に、開示請求者以外の第三者の情報が含まれている場合に、開示決定に際して、その第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

開示請求があった個人情報に第三者の情報が含まれている場合に、実施機関が開示・

非開示の判断を行うに当たって、よりの確な判断を行うため、関係する第三者の意見を聴くことは有意義であることから、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができることとしている。

2 第2項関係

また、非開示情報に該当するにもかかわらず、①個人情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために開示することが必要であると認められるもの（第10条第1項第2号）、②法人等情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するため、又は不当な事業活動による侵害から市民生活を保護するために開示することが必要であると認められるもの（第10条第1項第3号ただし書）であるという理由により開示しようとするときには、当該第三者に意見書の提出の機会を与えなければならない。

3 第3項関係

当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定日と開示の実施日との間を少なくとも2週間以上空けて、開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保して、第三者の権利利益の保護を図らなければならない。

第9条（開示の方法）

第9条 実施機関は、第7条第1項の規定に基づき情報の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに請求者に対し、当該情報を開示しなければならない。

2 情報の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

3 実施機関は、開示の請求に係る情報を直接開示することにより、当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該情報の写しにより情報の開示をすることができる。

【趣旨】

本条は、第7条第1項の規定により情報の開示をする旨の決定をしたときの具体的な開示の方法を定めたものである。

【解釈】

1 第2項関係

閲覧は情報公開コーナーで内容を確認すること。視聴はテープやDVD等の内容をその場で視聴するための機器の提供を含む。

2 第3項関係

- (1) 「当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき」とは、情報の形態又は形状から、開示することにより、当該情報が汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときをいう。
- (2) 「その他相当の理由があるとき」とは、情報の開示をするとき、原本を開示することにより日常の業務に支障が生ずるときその他正当な理由があるときをいう。

第10条（情報の開示義務）

第10条 実施機関は、開示の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報を開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示の請求に対する実施機関の開示義務を明らかにしたものであり、実施機関は、開示の請求に係る情報に非開示情報が記録されている場合を除き、当該情報を開示する義務を負うことを定めたものである。

【解釈】

情報の開示の請求に対しては、原則開示とするものであるが、請求者の権利、請求者以外の個人・団体の権利及び公益のそれぞれが適切に保護されるよう調整されなければならない。

第10条第1項第1号（法令秘情報）

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

【趣旨】

本号は、法令若しくは条例の規定又は国の機関の指示により、開示することができないとされる情報については、非開示とすることを定めたものである。

【解釈】

「開示することができないと認められる情報」とは、次のようなものをいう。

- 1 明文の規定により公開が禁止されている情報（印鑑登録原票…田川市印鑑条例第16

条、認可地縁団体印鑑登録原票…田川認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する規則第13条)

2 地方税法等の個別法により守秘義務が具体的に定められている情報（課税台帳…地方税法第22条）

3 他の目的への利用が禁止されている情報（指定統計調査票…統計法第41条）

4 その他法令又は条例の趣旨又は目的から公開できないと認められる情報

第10条第1項第2号（個人に関する情報）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができるとされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

本号は、基本的人権の尊重の観点から、個人の正当な権利利益を保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得るような情報が記録されている情報は、非開示とすることを定めたものである。ただし、個人に関する情報であっても、本条第4項の規定により部分開示を行うこととなるものもある。

【解釈】

1 「個人に関する情報」とは、思想、信条、職歴、学歴、成績、心身の状況、病歴、所得、財産の状況、親族関係その他一切の個人に関する情報をいう。

2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、本項第3号本文に規定する「事業

を営む個人の当該事業に関する情報」と同義であり、同号で判断することとなるため、本号の個人に関する情報の範囲から除外したものである。

しかし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない情報は、本号により開示・非開示の判断が行われることとなる。

- 3 「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、氏名及び住所のような直接的なもののほか他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別できるものも該当する。この場合の「他の情報」とは、一般的に入手し得るもの（例えば新聞等）からの情報に限定するものとする。
- 4 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは非開示情報となるが、本号ア、イ、ウ、エに掲げる情報については、一般的に当該個人の利益保護の観点から非開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものとして、絶対的開示となるものである。
- 5 アは、不動産登記簿の謄本のように、法令又は条例に何人も閲覧することができる定められている情報については開示しなければならないとする趣旨である。ただし、法令又は条例に何人も規定されていても、請求の目的が当該法令の規定又は運用等により制限され、実質的に何人にも閲覧を認める趣旨でないものについては、アに該当しない。
- 6 イは、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、次のような個人に関する情報が記録されているときは、開示しなければならないとする趣旨である。
 - (1) 公表することを目的とする情報
 - (2) 当該個人が作成し、公表した情報
 - (3) 公表することを前提として提供された情報
 - (4) 従来から慣行上公表しており、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれのないと認められる情報
- 7 ウの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる」場合とは、自然災害等による危険及び犯罪等による危険から保護するために必要が生じた場合や、本人から収集する時間的余裕がなく、かつ、個人の利益保護のためであることが客観的に認められる場合をいう。プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する公益上の必要がある場合は、個人に関する情報であっても開示することとする。

8 エは、個人に関する情報のうち、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報については、市政に関する情報と不可分の情報であることから、これらを開示しなければならないとする趣旨である。

9 ウ及びエの規定を適用するに当たっては、当該個人の権利利益を不当に侵害しないようにしなければならない。(第10条第3項)

10 本号は、個人に関する情報については、当該本人にも非開示とする趣旨である。当該本人からの開示の請求については、田川市個人情報保護条例(平成14年条例第10号)の規定により対応することとなる。

第10条第1項第3号(法人等に関する情報)

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要と認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある侵害から消費生活その他市民生活を保護するため、開示することが必要と認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、特に開示することが公益上必要と認められる情報

【趣旨】

本条は、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められる情報(例 技術開発、内部情報、信用情報等)は、非開示とすることを定めたものである。

【解釈】

1 本号本文は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障しようとする趣旨である。

2 アは、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、人の生命、身体又は健康に危害を与え、又は与えるおそれがあるときは、当該事務事業が違法又は不当であるか否かを

問わず、人の生命等を保護するために開示することが必要と認められる情報は、開示しなければならないとする趣旨である。

「人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要と認められる情報」とは、公害、薬品、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止し、発生している危害を排除し、若しくは拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために開示することが必要と認められるものをいう。

3 イは、法人等又は個人の違法又は不当な事業活動により、消費生活その他市民生活を保護するために開示することが必要であると認められる情報は、開示しなければならないという趣旨である。

「違法又は不当な事業活動」とは、法令等の規定に明らかに違反した事業活動又は法令等の規定に違反していると断定できないが、社会通念に照らして、著しく妥当性を欠く事業活動をいう。

4 ウは、ア又はイに掲げる情報に該当しない情報であっても、公益上の観点から、ア又はイに掲げる情報に準じて、特に開示することが必要であると認められる情報は、開示しなければならないとする趣旨である。

5 アからウまでのいずれかに該当するか否かの判断は、開示することにより保護される公益と開示しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量して行うものとする。

第10条第1項第4号（行政運営に関する情報）

(4) 行政運営に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 事務事業に係る意思形成の過程において、市の内部又は市と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下この号において同じ。）との間における審議、協議、検討、調査、研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る適正な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

イ 市と国等との間における協議、依頼、指示又は委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの

ウ 市又は国等が行う取締り、監査、検査、試験、入札、交渉、争訟、人事その他

の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的を損なうおそれのあるもの、又は公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

エ 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他市民生活の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの

【趣旨】

本号は、第1条の目的を達成するために原則として開示すべき市政に関する情報について、開示することにより、公益を保護できなくなる情報又は保護できなくなるおそれの明らかな情報は、非開示とすることを定めたものである。

【解釈】

1 本号において、「支障」とは、名目的なものではなく実質的なものであり、「おそれ」とは、単なる可能性があるだけではなく、支障が起こり得ることが具体的に明らかであることが必要とされる。

2 アについて

(1) 事務事業に係る実施機関としての意思形成の過程において、当該事務事業の個別の事案に係る決裁等が終了していても、一定の意思決定が得られていない情報であるために、開示することにより市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査、研究等に関し、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る適正な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれのあるものは、非開示とする趣旨である。

(2) 最終的な意思決定が得られていない情報についての開示・非開示の判断は、当該情報を開示することによる公益と開示しないことによる公益とを比較衡量して行わなければならない。

3 イについて

市と国等との協力関係又は信頼関係を継続的に維持するため、開示することにより、これらを著しく損なうおそれのあるものは非開示とする趣旨であり、次のようなものをいう。

(1) 国等との間における協議等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公表してはならない旨又は国等で公表するまで公表してはならない旨の指示があるもの

(2) 国等からの依頼に基づく調査等に関する情報であって、国等が公表するまで公表で

きないもの

- (3) 国等が作成した情報であって、公表しないことを条件に提供されたもの
- (4) 国等の事務事業に係る協議又は照会等に関する情報であって、国等でも公表していないもの

4 ウについて

市又は国等が行う取締り、監査、検査、試験、入札、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報について、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的を損なうおそれのあるもの、又は公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるものは非開示とする趣旨であり、次のようなものをいう。

- (1) 開示することにより、当該事務事業を実施する目的を損なうおそれのあるもの（試験問題など）
- (2) 開示することにより、当該事務事業と同種の事務事業の将来における公正かつ適正な執行を損なうおそれのあるもの（立入検査実施計画書など）
- (3) 開示することにより、特定の者に不当な利益を与えるおそれのあるもの、又は公益を損なうおそれのあるもの（用地買収計画書など）
- (4) 開示することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの（職員勤務評定記録など）

5 エについて

開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他市民生活の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるものは非開示とする趣旨であり、次のようなものをいう。

- (1) 「人の生命、身体又は財産の保護に支障が生ずる」とは、開示することにより、特定の個人の行動予定や住居の間取り等が分かり、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがある場合や、違法行為、不正行為などの通報者又は告発者が特定され、これらの人が危害を加えられるおそれがある場合などをいう。
- (2) 「その他市民生活の安全と秩序の維持に支障が生ずる」とは、開示することにより、市民生活の安全に対する障害が発生したり、社会通念に照らし著しく妥当性を欠き、また、社会的差別を助長するような結果が生じたりするおそれのあるもので、市行政としてその発生を防止しなければならないと認められるものをいう。

第10条第2項（部分開示）

2 実施機関は、開示の請求に係る情報に、前項各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、当該開示しないことができる情報の部分を容易かつ請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、情報の開示をするものとする。

【趣旨】

本項は、開示・非開示決定をする場合において、開示しないことができる部分を除いて、請求のあった情報の一部を開示することについて定めたものである。

【解釈】

「請求の趣旨を損なわない程度に分離できる」とは、非開示情報が記録された部分を除いた残りの部分に、請求の趣旨を損なわない程度に有意な情報が記録されている場合をいう。

第10条第3項（個人に関する情報から除外する規定の適用）

3 実施機関は、第1項第2号ウ又はエの適用については、当該個人の権利利益を不当に侵害しないようにしなければならない。

【趣旨】

本項は、本条第1項第2号ウ又はエの規定により、開示することが公益上必要と認められる情報又は公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報であることから、個人に関する情報であっても開示を行う旨の規定を適用する場合は、当該個人の権利利益を不当に侵害しないようにしなければならない旨を定めたものである。

【解釈】

- 1 公益上の必要により開示する場合は、開示することにより、その公益と関わりなく当該個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
- 2 公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報を開示する場合は、開示することにより、その職及び職務遂行と関わりなく当該個人の人格的な権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

第10条第4項（個人に関する情報の部分開示）

4 実施機関は、開示の請求に係る情報に第1項第2号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、開示するものとする。

【趣旨】

本項は、個人に関する情報のうち、特定の個人を識別できることとなる部分を除くことにより、当該個人の権利利益が害されるおそれなくなると認められるときは、当該残りの部分は、個人に関する情報に含まれないものとみなして、開示するものとする旨を定めたものである。

【解釈】

- 1 「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」とは、本条第1項第2号本文に規定する「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を指す。
- 2 組織体の構成員としての個人の活動に関する情報などは、氏名等の個人識別性のある部分を除き、その活動内容等に係る部分の情報を開示することとなる。

第10条第5項（時限開示）

5 実施機関は、第1項各号のいずれかに該当する情報であっても、期間の経過により開示をしない理由がなくなったときは、当該情報を開示するものとする。

【趣旨】

本項は、本条第1項各号のいずれかに該当し、非開示となる情報であっても、期間の経過により非開示とする理由がなくなったときは、当該情報を開示する旨を定めたものである。

【解釈】

本項の規定により情報を開示することとなる場合においても、期間の経過前に行われた開示請求に対する非開示決定等に変更が生ずるものではない。

第10条第6項（情報の存否に関する情報）

6 情報の開示の請求に対し、当該請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、第1項各号のいずれかの情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該情報の開示の請求を拒否することができる。

【趣旨】

本項は、開示の請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、本条第1項各号のいずれかの非開示情報を開示することとなるときは、当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を定めたものである。

【解釈】

- 1 「第1項各号のいずれかの情報を開示することとなるとき」とは、本条第1項各号の規定により非開示情報として保護されるべき利益が非開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときをいう。
- 2 「当該情報の開示の請求を拒否する」方法については、第7条第1項の規定により、情報の開示をしない旨の決定を行い、書面により請求者に通知するものとする。

第3章 救済の方法及び救済機関（第11条—第13条）

第11条（不服申立て）

第11条 請求者は、第7条第1項の決定に対して不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てをすることができる。

2 実施機関は、前項の不服申立てがあった場合には、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、田川市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定をしなければならない。

【趣旨】

本条は、情報の開示又は非開示の決定について、行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合の救済手続を定めたものである。

【解釈】

- 1 実施機関の行った決定に対し不服がある場合の救済制度としては、他に行政事件訴訟法に基づく提訴があり、いずれの方法によるかは、請求者が選択できるものである。また、本条に規定する不服申立てを行った後に、又は不服申立てをせずに行政事件訴訟法による提訴を行うことも可能である。

- 2 「当該不服申立てが明らかに不適法である」とは、不服申立人不適格、不服申立ての法定期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内）等の要件不備が明らかであることをいう。
- 3 実施機関は、審議会の答申を尊重しなければならない。

第12条（諮問をした旨の通知）

第12条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 請求者（請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、不服申立てによる諮問を実施した際に、必要な通知について定めたものである。

【解釈】

- 1 不服申立てを行った者にとって、いつ諮問がなされたかは重要な関心事であるため諮問時期が不服申立人等に明確にされる必要がある。
- 2 諮問の通知を行わなければならないのは、不服申立人及び参加人のほか、参加人となりうるものが明確な利害関係者（不服申立てに係る開示決定等について反対意見を提出した第三者）に対してである。

第13条（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等）

第13条 第8条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、第三者に関する情報が記載されている情報の開示決定に対する当該第三者からの不服申立てを却下し、若しくは棄却する場合又は開示決定等を変更して当該開示決定等に係る情報を開示する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するために定めたものである。

【解釈】

不服申立てに対する採決又は決定と開示の実施日との間に少なくとも2週間を置くこと等により、第三者が取消訴訟を提起する機会を保障しようとする趣旨である。

第4章 雑則（第14条—第21条）

第14条（費用負担）

第14条 情報の開示に係る手数料は、無料とする。ただし、情報の写しの交付を受ける請求者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項ただし書の規定による費用は、情報の開示を行う際に徴収する。

【趣旨】

本条は、情報の開示に伴う費用の負担について定めたものである。

【解釈】

- 1 情報の開示に係る手数料については、積極的に情報を公開する観点から、これを無料とする。
- 2 情報の写しの作成及び送付に要する費用については、受益者負担の観点から、これを有料とし、情報の開示を行う際に徴収する。白黒コピーは1枚20円、カラーコピーは1枚50円、電磁的記録（CD、DVD、電子データ等）は実費（例：DVD1枚分の購入費用）とする。

第15条（他の法令等との調整）

第15条 この条例は、他の法令等により公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合においては、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している情報については、適用しない。

【趣旨】

本条は、他の法令等の規定により閲覧等の手続が定められている公文書や、図書館等の

施設において市民の利用に供する目的で管理している情報については、この条例を適用しないことを定めたものである。

【解釈】

本条例による情報の開示を行う以外にも、情報の閲覧等を受けることができるよう制度的に保障されている場合は、それぞれの制度固有の目的と手続があるため、本条例を適用しない。

第16条（検索資料の作成等）

第16条 実施機関は、情報を検索するため必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

【解釈】

本条は、情報の検索に必要な資料を作成し、それを一般の閲覧に供するよう実施機関の責務を定めたものであり、文書分類表及び文書目録等により、情報の開示を請求する者の利用の便に供する趣旨である。

第17条（運用状況の公表）

第17条 市長は、この条例の運用状況について、毎年公表するものとする。

【趣旨】

本条は、条例の運用状況の公表について、市長の責務を定めたものである。

【解釈】

情報公開制度の運用状況を把握して今後の適正な運営を図るとともに、これを公表することにより、市民等の適正な利用及び条例全体の健全な発展を推進する趣旨である。

第18条（情報公開制度の総合的な推進）

第18条 実施機関は、この条例に基づく情報の開示を行うほか、市民が必要とする情報を積極的に提供するとともに、情報公開制度の総合的な推進に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、総合的な情報公開に関する実施機関の基本的な責務について定めたものである。

【解釈】

実施機関は、情報の開示請求を待つまでもなく、市政に関する情報を本条例の目的に即して積極的に提供することにより、情報公開を総合的に推進していくことを明らかにしたものである。なお、本条例の名称は、本条の理念に基づくものである。

第19条（出資法人等の情報公開）

第19条 市長は、市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人、株式会社及び有限会社（以下「出資法人等」という。）の財務に関する情報について開示の請求があった場合において、市長が必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条の規定にのっとり、出資法人等に対し、新たな情報の提供を求めるものとする。

2 出資法人等は、前項の規定により情報の提供を求められたときは、速やかに、これに応じるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が設立した公社及び市の出資法人の財務に関する情報の開示について定めたものである。

【解釈】

本条に規定する出資法人等については、独立した法人であることから、本条例の実施機関ではないが、財政的支援団体として税金が使われていることや事務事業に公益性があることから、財務に関する情報について開示の請求があった場合は、地方自治法第221条の規定にのっとり新たな情報の提供を求めるものとする趣旨である。

【運用】

1 本条の規定に基づき新たな情報の提供を求める場合は、書面により次の事項を照会することとする。

- (1) 当該開示請求に係る情報が存在するかどうか。
- (2) 情報が存在する場合、当該情報の全部又は一部を開示する目的で、当該情報を実施機関に提供できるかどうか。
- (3) 前号の目的により提供できる情報の内容

2 市が設立した公社及び市の出資法人に関する情報であって、第2条第2号に規定する情報については、実施機関において開示・非開示等の決定を行うこととなる。この決定については、第10条第1項各号（非開示情報）に該当しない情報であっても、必要に

応じて第8条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定に基づき意見書を提出する機会を与え、その意見を聴くことにより慎重かつ公正に行わなければならない。

第20条（指定管理者の情報公開）

第20条 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとりその管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者について、前項に規定する情報の公開に必要な指導に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、指定管理者の情報公開の原則について定めたものである。

【解釈】

- 1 市の公の施設は、市民が利用する施設であることから、指定管理者が取り扱う情報は、その管理する公の施設の設置者である実施機関の取り扱う情報と同様に開示の義務があるという趣旨である。ただし、指定管理者の他の事務又は事業に関する情報は対象外とする。
- 2 実施機関には指定管理者を監督する義務があり、第1項に基づく情報開示を円滑に行うために、必要な指導を行わなければならない。

第21条（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、この条例を施行するに際して、申請書の様式など細目的な事項については、統一かつ能率的な事務処理を行う必要から、市長が規則で定めることとしたものである。

附則関係（施行期日等）

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年9月1日から施行する。

(適用範囲)

- 2 この条例は、実施機関が平成4年9月1日以降に作成し、又は取得した情報について適用し、同日前に作成し、又は取得した情報については、整理が完了したものをから適用する。

附 則（平成8年12月13日条例第10号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月19日条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の田川市情報公開条例第14条第1項の規定は、この条例の施行日以後に開示する情報に係るものから適用し、同日前に開示した情報に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月26日条例第10号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年8月1日から施行する。ただし、附則第2項及び第5項中第12条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年7月3日条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

- 2 (他の関係条例の改正規定につき略)

附 則（平成20年3月17日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第24号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

【解釈】

- 1 附則第1項は、条例の施行期日について定めたものである。
- 2 附則第2号は、条例の適用を受ける情報の範囲について定めたものである。